

市原野自治連合会選挙細則

市原野自治連合会会則の 第 10 条（役員の選出）に基づき選挙細則を定める。

（目的）

第 1 条 会長及び会計監査は、この細則に基づき選出する。

（選挙管理委員会）

第 2 条 市原野自治連合会会則に基づき、選挙管理委員会を置く。

- （1）委員会は、本部役員会の要請により、本会の選挙に係る事務を行う。
- （2）委員会の委員は、理事会の中より選出された 5 名により構成する。
- （3）委員会の委員長は、委員の互選により選出する。
- （4）委員の任期は、2 年とする。

（選挙管理委員会の任務）

第 3 条 選挙管理委員会は、次の選挙事務を行う。

- （1）次期会長及び会計監査の選挙に関する告示を全会員にする。
- （2）立候補者の受付を行う。受付期間は、告示日より 7 日間とする。
- （3）受付終了後、直ちに立候補者名と立候補の理由書を、総会を構成する全委員に配布する。
- （4）推薦委員会から推薦された会長及び会計監査の推薦候補者名と推薦理由書を、すみやかに総会を構成する全委員に配布する。

（推薦委員会）

第 4 条 次期会長及び会計監査各候補者の推薦機関として、推薦委員会を置く。

- （1）推薦委員は、本部役員の要請により、次期会長及び会計監査の各候補者の推薦に係る業務を行う。
- （2）委員会の委員は、理事会の中より選出された 5 名により構成する。
- （3）委員会の委員長は、委員の互選により選出する。
- （4）委員の任期は、2 年とする。

（推薦委員会の任務）

第 5 条 推薦委員会は、次の業務を行う。

- （1）次期会長及び会計監査の各候補者を推薦し、本人の承諾を得る。
- （2）委員会は、各推薦候補者名と推薦理由書を、選挙管理委員会へ届け出る。

（会長及び会計監査の選出）

第 6 条 会長及び会計監査の選出は、次による。

- （1）会長及び会計監査は、各候補者の中から総会において、選挙管理委員会の管理の基で、無記名投票により、出席者の過半数の承認により決まる。
- （2）候補者が、定数以上におよぶ場合
 - ア 会長 投票により過半数を得た者を当選とし、過半数に満たない場合は、上位 2 名にて投票を行い決める。
 - イ 会計監査 投票により上位者より決める。

（選挙細則の改廃）

第 7 条 選挙細則の改廃は、理事会で審議し、総会で承認を得る。

（附 則）

第 8 条 この選挙細則は、昭和 63 年 2 月 10 日より実施する。

- | | |
|------|-------------------------|
| 一部改正 | 平成 20 年 3 月 10 日より実施する。 |
| 一部改正 | 令和 5 年 3 月 21 日より実施する。 |